

令和 6 年度

福岡県に対する提言書

令和 5 年 8 月

福岡都市圏広域行政推進協議会

福岡県知事
服部 誠太郎 様

提 言

福岡都市圏の均衡ある発展のために、かねてより格別のご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

福岡都市圏広域行政推進協議会は、昭和53年に発足して以来、都市圏共通の課題解決や圏域住民サービスの向上に資する取組みを共同で進めてまいりました。

物価高騰や加速する少子高齢化が住民生活や地域経済に様々な影響を及ぼす中、今後も「暮らしやすく、安全安心で、魅力と活力ある福岡都市圏」であり続けるためには、何よりも、貴県の事業推進並びにご支援、ご協力が不可欠であります。

つきましては、令和6年度予算編成並びに施策決定に際しましては、次の事項の実現のために、特段のご配慮を賜りますよう強くお願いいたします。

令和5年8月

福岡都市圏広域行政推進協議会
会長 福岡市長 高島 宗一郎

福岡都市圏広域行政推進協議会

福岡市長	高島宗一郎
筑紫野市長	平井一三
春日市長	井上澄和
大野城市長	井本宗司
太宰府市長	楠田大蔵
那珂川市長	武末茂喜
古賀市長	田辺一城
宇美町長	安川茂伸
篠栗町長	三浦正
志免町長	世利良末
須恵町長	平松秀一
新宮町長	桐島光昭
久山町長	西村勝
粕屋町長	箱田彰
宗像市長	伊豆美沙子
福津市長	原崎智仁
糸島市長	月形祐二

提 言 事 項

1	総合的な治水対策の推進	1
2	水資源開発の促進及び水の安定供給	3
3	土砂災害対策の推進	5
4	不法係留船対策の推進	6
5	西鉄天神大牟田線連続立体交差事業の推進	7
6	広域交通ネットワークの整備推進等	9
7	下水道の整備推進及び負担の適正化	11
8	九州大学学術研究都市づくりの推進	13
9	地震対策の推進	15
10	災害対応の推進	16
11	公共用水域の水質保全	17
12	公共交通施設のユニバーサルデザイン化の促進	18
13	J R博多南線における利便性向上の促進	19
14	生活交通の維持確保	21
15	駅周辺における放置自転車・ミニバイク対策の促進	22
16	感染症対策の充実・強化	23
17	小児医療の充実	24
18	難聴児補聴器購入費助成事業の拡充	25
19	発達障がい児支援の充実	26
20	地域経済活性化の推進	27
21	脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進等	28
22	イノシシ等の有害鳥獣対策の強化・充実	29
23	森林環境税を活用した事業の充実等	30
24	農業農村整備事業の推進	31
25	水田活用等の推進	32
26	原子力災害対策の促進	33

1 総合的な治水対策の推進

＜提言事項＞

主要な一、二級河川の適切な維持管理及び河川改修など「流域治水」の取組みの推進

対象：宝満川、山口川、釣川、西郷川、大根川、米多比川、青柳川、薬王寺川、谷山川、湊川、多々良川、須恵川、宇美川、御笠川、高尾川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、雷山川、初川

福岡都市圏は、人口の増加等に伴い都市化が進展しており、開発による保水、遊水機能の低下によって、水害発生危険性が増大しています。

近年、地球温暖化などによる気象変化から局地的集中豪雨が発生する傾向が顕著となっており、平成11年、平成15年及び平成21年の集中豪雨では、河川の溢水等により、住居の浸水被害や道路冠水による交通の遮断等が発生しました。また、平成22年7月や平成30年7月の集中豪雨では、各地で避難勧告が出されるなど、都市圏の住民生活に多大な影響を及ぼしました。

このように、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを背景に、流域全体のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」の取組みが全国的に進められており、県においても、令和4年3月に県内の二級水系にかかる流域治水対策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」が取りまとめられております。

今後、洪水による氾濫を未然に防ぎ、二級水系における流域住民の安全・安心な生活を確保するためにも、早急な堆積土砂の浚渫など適切な維持管理、河川改修の推進に加え、治水協定に基づくダム of 事前放流の実施などの取組みを着実に推進する必要があります。

つきましては、近年の豪雨を踏まえた総合的な治水対策の推進を提言いたします。

河川位置図



河川名	内	容
宝満川	河川改修 L = 3,550m	山口川合流点～原川合流点（筑紫野市）
山口川	河川改修 L = 1,300m	筑紫野市域内（筑紫野市）
釣川	河川改修 支川部	山田川（4,000m）、阿久住川（2,200m）（宗像市）
西郷川	浚渫 L = 7,910m	福津市域内（福津市）
大根川	河川改修、浚渫 L = 10,360m	古賀市域内（古賀市）
米多比川	河川改修、浚渫 L = 1,770m	古賀市域内（古賀市）
青柳川	浚渫 L = 3,230m	古賀市域内（古賀市）
薬王寺川	河川改修、浚渫 L = 3,890m	古賀市域内（古賀市）
谷山川	河川改修、浚渫 L = 6,960m	古賀市域内（古賀市）
湊川	河川改修 L = 1,000m	国道495号から新宮海岸（新宮町）
多々良川	河川改修、浚渫 L = 3,800m	福岡市域内（福岡市）
	浚渫 L = 5,000m	和田～篠栗区間（篠栗町）
	河川改修 L = 1,000m	福岡市境～ JR 香椎線多々良川橋梁（粕屋町）
	浚渫 L = 3,900m	JR 香椎線多々良川橋梁～篠栗町境（粕屋町）
須恵川	浚渫 L = 15,000m	須恵町～福岡市東区（須恵町、粕屋町）
	河川改修、浚渫 L = 2,300m	福岡市域内（福岡市）
宇美川	河川改修、浚渫 L = 5,000m	福岡市域内（福岡市）
	浚渫 L = 600m	松ヶ本橋～平松橋（宇美町）
御笠川	河川改修、浚渫 L = 24,000m	福岡市域内、大野城市域内、太宰府市域内（福岡市、大野城市、太宰府市）
高尾川	河川改修 L = 2,600m	高雄～二日市（太宰府市、筑紫野市）
那珂川	河川改修、浚渫 L = 10,900m	福岡市域内（福岡市）
樋井川	河川改修、浚渫 L = 12,875m	福岡市域内（福岡市）
室見川	河川改修、浚渫 L = 16,330m	福岡市域内（福岡市）
瑞梅寺川	河川改修、浚渫 L = 1,550m	福岡市域内（福岡市）
	河川改修、浚渫 L = 10,750m	糸島市域内（糸島市）
雷山川	河川改修、浚渫 L = 3,750m	糸島市域内（糸島市）
初川	浚渫 L = 2,130m	糸島市域内（糸島市）

2 水資源開発の促進及び水の安定供給

<提言事項>

(1) 筑後川総合開発の促進

筑後川水系ダム群連携事業の促進

(2) 福岡導水施設地震対策事業の促進

福岡都市圏の水事情の緊急性を踏まえ、当圏域水源の約3分の1を依存しております筑後川の水資源開発の促進等にお力添えを賜わっておりますことに、感謝申し上げます。

一方で、筑後川水系におきましては、夏場の良好な河川環境の保全に必要な維持流量などの不特定用水が不足しており、その確保が重要な課題となっております。

さらに、筑後川の水を福岡都市圏へ導水する福岡導水施設につきましては、耐震性能が十分に確保されておらず、また、通水開始から40年が経過し老朽化が進行していることから、水供給に対する大きなリスクを抱えております。

つきましては、こうした事情をご賢察いただき、不特定用水の確保に資する筑後川水系ダム群連携事業、並びに、将来にわたって福岡都市圏水道用水の安定供給を図るための福岡導水施設地震対策事業につきまして、なお一層促進いただきますようお願いいたします。

水資源提言位置図



3 土砂災害対策の推進

＜提言事項＞

(1) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

(2) 盛土規制法への対応

近年、線状降水帯による集中豪雨や台風による記録的な大雨により、土砂災害が激甚化・頻発化しております。県においては、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業といった土砂災害の予防保全に係る事業が実施されておりますが、土砂災害から福岡都市圏の住民の暮らしを守り、地域の安全を確保するためには、都市圏内に多数存在する危険箇所に対し、早期に対策を実施する必要があります。

つきましては、土砂災害警戒区域等に重点をおいた砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の更なる推進を提言いたします。

また、土砂災害には危険な盛土に起因するものも存在すると思慮しますが、近年の土砂災害発生状況や盛土等に関する法律による規制が十分でないエリアが存在すること等を踏まえて「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が改正施行され、都道府県、指定都市及び中核市は、規制区域の指定を行うとともに、地域の実情に応じた許可基準の強化・上乘せが可能となりました。

これに伴い、県内では複数の自治体が主体となって規制区域の指定等を実施することとなりますが、隣接自治体の盛土等に起因する災害を防ぐためにも、同法の統一的な運用が必要と考えております。

つきましては、県内自治体との連携・調整を図りつつ、区域指定や許可基準に関して統一的な考え方を示すなど、盛土規制法への対応について特段のご配慮をお願いいたします。

4 不法係留船対策の推進

＜提言事項＞

二級河川、海岸におけるプレジャーボート等不法係留船に対する 積極的な対策の実施

福岡都市圏内の二級河川の河口域や海岸には、多くのプレジャーボートが不法に係留されており、大雨、台風、高潮時などに河川の安全な流下を阻害するなど、洪水被害をもたらす可能性があり、河川管理上の深刻な問題となっております。

また、騒音やごみ問題、違法駐車、さらには、無秩序な係留による景観の悪化など、周辺住民の生活環境上の問題も発生しております。

このため、各市町には、不法係留船の撤去等対策を求める住民からの強い要望が寄せられており、住民の良好な生活環境の確保のためには、早急な対応が必要です。

県におかれましては、速やかに都市圏内の二級河川域及び海岸の不法係留船に関する調査を行い、多々良川、名柄川等に引き続き、順次、河川ごとに「不法係留船対策に係る計画」を策定のうえ、「重点的撤去区域」の設定や罰則を含む条例制定の検討など、積極的に取組みを進めていかれますよう、提言いたします。

5 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業の推進

<提言区間>

- ・ 春日原～下大利 (3.3km)
- ・ 雑餉隈駅付近 (1.9km)

福岡都市圏の中心部から南部を縦断する西鉄天神大牟田線は、本都市圏と県南地域とを結ぶ交通の大動脈であり、都市圏住民をはじめ県民の交通手段として極めて重要な役割を担っております。

この沿線は、都市化の進展が著しく、踏切では交通渋滞が慢性化し、また、鉄道で分断されていることによって市街地の一体的な発展が阻害されていたことから、春日原から下大利間及び雑餉隈駅付近において連続立体交差事業が進められ、令和4年8月には当該事業区間の同時高架切替が完了し、踏切道による交通渋滞や事故の解消が図られたところです。

引き続き、駅舎整備等を行う必要がございますので、健全な都市圏の発展を期するうえから、事業の推進について、特段のご配慮をお願いいたします。

鉄 道 網 図



6 広域交通ネットワークの整備推進等

＜提言事項＞

(1) 国道の整備推進

① 一般国道385号

② 一般国道495号

(2) 地域をつなぐ都市交通ネットワークの整備推進

① 主要地方道の整備推進

② 一般県道の整備推進

③ 都市計画道路の整備推進

(3) 福岡高速3号線(空港線)延伸事業の整備促進

福岡都市圏は、福岡県下でも人口増加が著しい圏域であり、交通需要の増大による交通混雑はますます深刻になってきております。

このため、都市圏の広域的な道路ネットワークを形成する国道・県道等の整備や渋滞緩和対策の促進及びこれら道路整備の着実な推進に不可欠な財政支援は、本都市圏における都市及び経済活動の円滑化、住民生活の快適性を確保する上で極めて重要です。

また、九州・西日本の発展を支える主要地域拠点空港として重要な役割を担う福岡空港では、将来の航空需要に適切に対応するため、滑走路の増設が進められており、今後、空港利用者の増大に伴い、交通混雑が一層深刻化することが懸念されます。

そのため、太宰府インターチェンジ方面からの国内線旅客ターミナルへのアクセス強化と国道3号バイパス空港口交差点等の混雑緩和を図るため、福岡高速3号線(空港線)延伸事業の整備促進が必要です。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

広域交通ネットワークの整備推進等（明細）

種 別	路 線 名	内 容	
国 道	一般国道385号	整備推進(拡幅改良)	L= 1,300m
	〃	着手要望(歩道整備)	L= 600m
	〃	整備推進(バイパス整備)	L= 2,800m
	一般国道495号	整備推進(歩道整備)	L= 320m
	〃	整備推進(歩道整備)	L= 980m
	〃	着手要望(歩道整備等)	L= 600m
主 要 地 方 道	福岡東環状線	整備推進(バイパス整備)	L= 1,700m
	飯塚福岡線	整備推進(歩道整備)	L= 820m
	筑紫野古賀線	整備推進(拡幅改良)	L= 2,200m
	〃	整備推進(拡幅改良)	L= 3,600m
	〃	整備推進(拡幅改良)	L= 1,700m
	〃	整備推進(拡幅改良)	L= 1,920m
	福岡早良大野城線	整備推進(歩道整備)	L= 910m
	〃	整備推進(歩道設置)	L= 540m
	福岡志摩線	整備推進(交差点改良)	L= 3,400m
	〃	着手要望(歩道拡幅)	
	宗像玄海線	整備推進(拡幅改良)	L= 1,000m
	〃	着手要望(拡幅改良)	L= 2,000m
	直方宗像線	着手要望(拡幅改良)	L= 1,300m
	福岡筑紫野線	着手要望(拡幅改良)	L= 1,900m
	〃	着手要望(歩道整備)	L= 1,200m
	〃	整備推進(交差点改良)	L= 235m
	筑紫野インター線	整備推進(新設)	L= 1,650m
	若宮玄海線	着手要望(歩道整備)	L= 1,450m
	飯塚大野城線(乙金2工区)	整備推進(拡幅改良)	L= 700m
一 般 県 道	猪野土井線	着手要望(歩道整備)	L= 400m
	猪野篠栗線	整備推進(歩道整備)	L= 240m
	岡垣玄海線	整備推進(拡幅改良)	L= 1,400m
	玄海田島福岡線	整備推進(拡幅改良)	L= 1,500m
	〃	着手要望(歩道設置)	L= 1,300m
	町川原赤間線	着手要望(バイパス整備)	L= 800m
	山田新宮線	整備推進(歩道整備)	L= 1,700m
	片縄下白水線	着手要望(歩道整備)	L= 1,140m
	曲須恵線	着手要望(道路改良)	L= 350m
	野間須恵線	着手要望(拡幅改良)	L= 900m
	畦町村山田線	整備推進(バイパス整備)	L= 391m
	基山停車場・平等寺・筑紫野線	整備推進(拡幅改良)	L= 2,700m
	宮ノ浦前原線	着手要望(交差点・視距改良、歩道設置)	
	桜井太郎丸線	〃	
	薦野福岡線	着手要望(歩道整備)	L= 3,000m
	田島田熊線	整備推進(道路改良、新設)	L= 500m
	湊・下府線	着手要望(拡幅改良)	L= 600m
	船越前原線	着手要望(拡幅改良、バスカド設置)	L= 900m
	平等寺那珂川線	着手要望(拡幅改良)	L= 2,800m
都 市 計 画 道 路	那珂川宇美線	整備推進(拡幅改良)	L= 520m
	志免宇美線	整備推進(新設)	L= 4,490m
	〃	着手要望(新設)	L= 1,775m
	粕屋久山線	整備推進(新設)	L= 370m
	席田浦田線	着手要望(新設)	L= 1,310m
	長浜太宰府線	整備推進(新設)	L= 420m
	〃	着手要望(新設)	L= 1,460m
	宗像福岡線	整備推進(新設)	L= 330m
	波多江泊線	整備推進(新設)	L= 1,230m
須恵・新宮線(仮称)		事業化検討(新設)	L= 16,000m
自動車専用道路		福岡高速3号線(空港線)延伸事業の整備促進	L= 1,800m(福岡市)

7 下水道の整備推進及び負担の適正化

<提言事項>

- (1) 多々良川流域下水道の整備推進
多々良川浄化センターの整備推進
- (2) 高度処理の推進
- (3) 流域下水道の維持管理に係る負担の適正化
御笠川・那珂川流域下水道及び多々良川流域下水道に係る
維持管理負担金への資本費算入の改善による負担の適正化

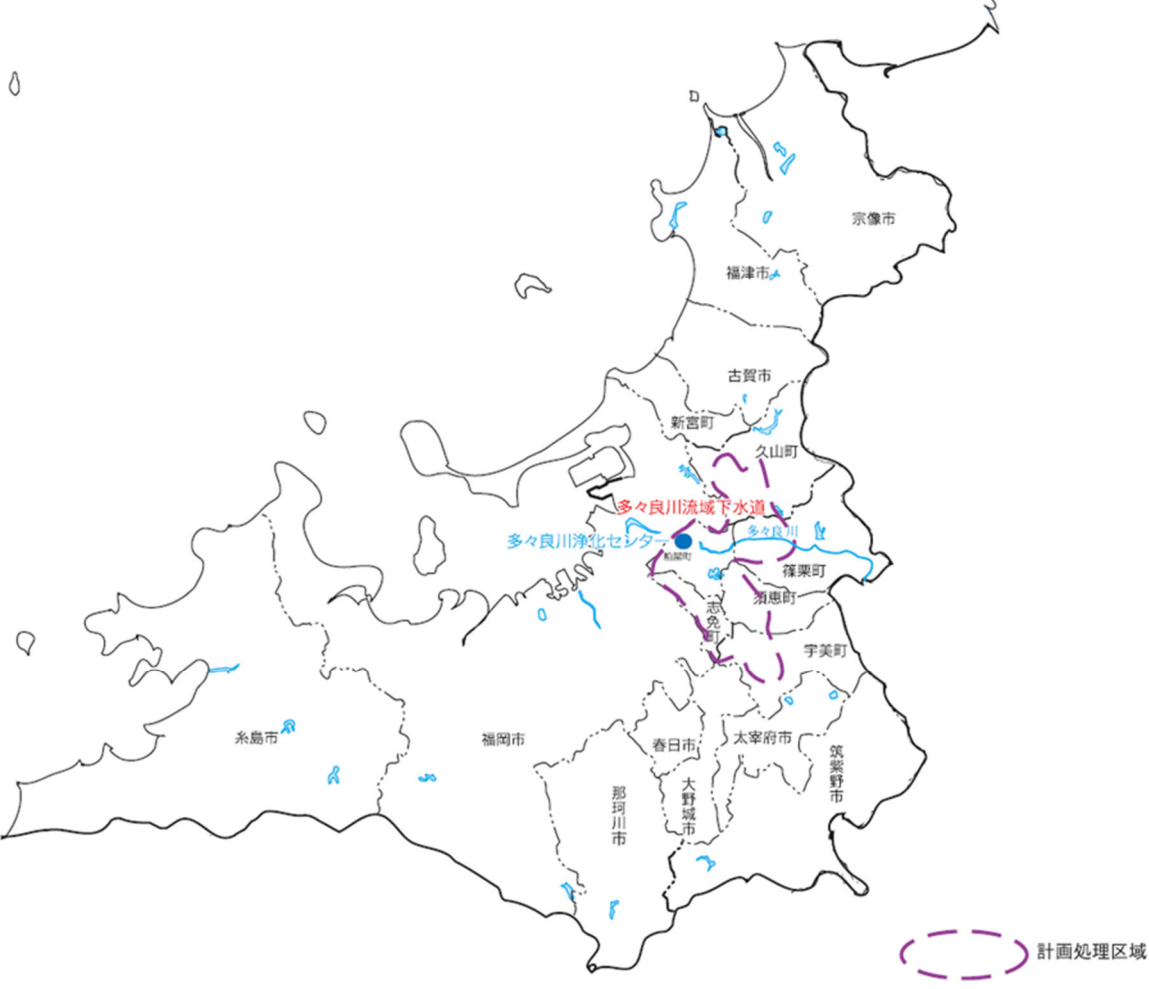
福岡都市圏における下水道の整備については、生活環境の改善、河川等公共用水域の水質保全など、快適な都市環境づくりの一環として、圏域住民から強い要望があります。

特に、近年、都市化の進展が著しく、人口の増加等により河川・博多湾等の公共用水域において富栄養化が進行しており、広域的な下水道の整備及び高度処理の実施が急務となっております。

また、流域下水道の維持管理に対する財政措置については、県下において福岡都市圏の2流域の関係市町のみが、資本費（流域下水道施設の減価償却費等及び建設財源に充てた県借入金の利息）が算入された維持管理負担金を負担しています。これは、建設時に定めた負担割合が変更されたものであり、持続的に維持管理を行う上での費用負担のあり方として、改善が不可欠です。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

下水道の整備推進



8 九州大学学術研究都市づくりの推進

<提言事項>

- (1) 学術研究都市における研究開発機能の集積と活用推進
- (2) 九州大学学術研究都市構想と関連する都市基盤の整備推進等

学園通線 ①主要地方道 福岡志摩線

②一般県道 船越前原線

③市道 学園通線

④一般県道 宮ノ浦前原線

⑤一般県道 桜井太郎丸線

中央ルート ⑥一般県道 瑞梅寺池田線及び都市計画道路 波多江泊線

二級河川 周船寺川

西九州自動車道とのアクセス強化策の検討

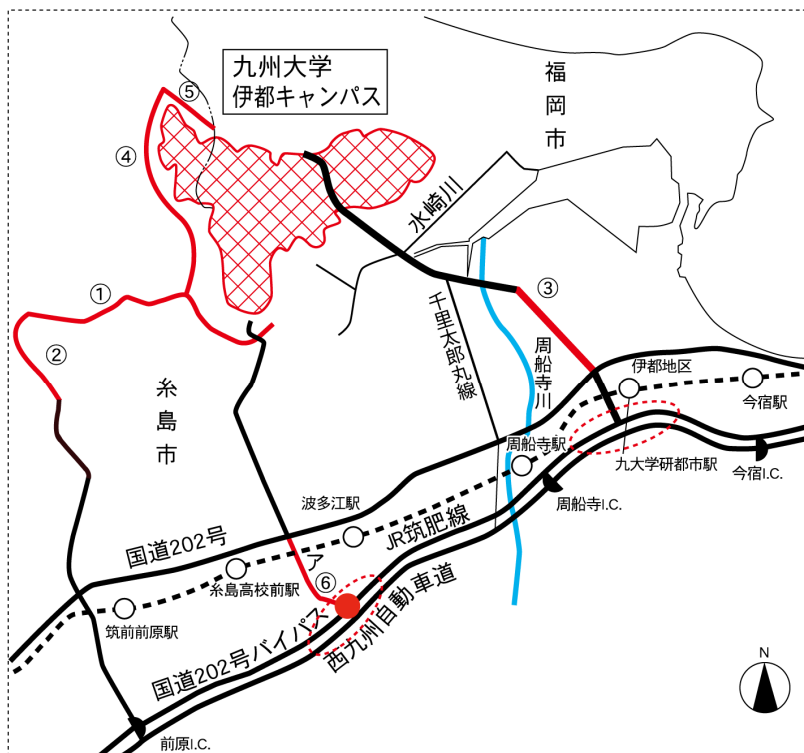
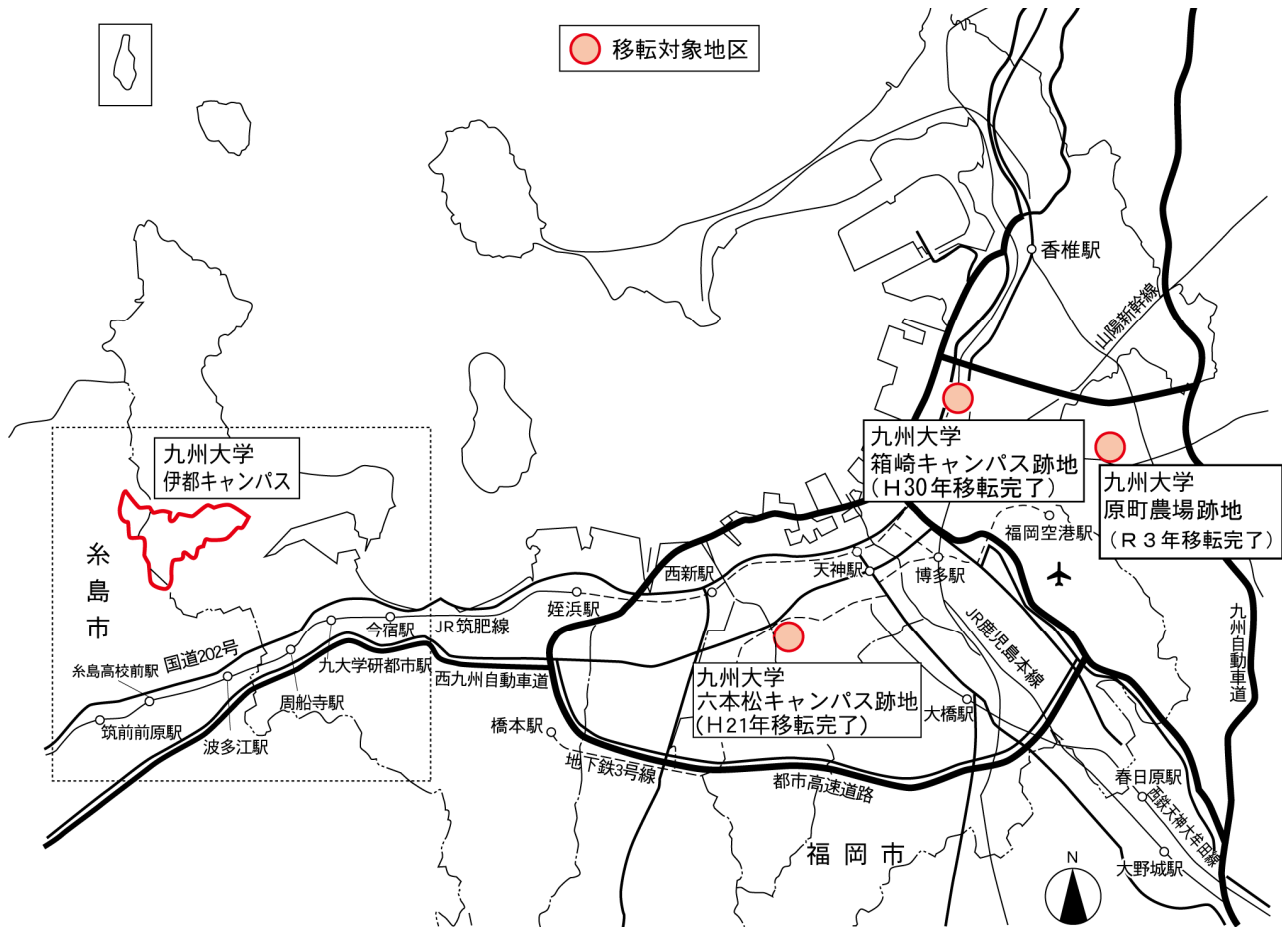
都市圏西部を中心とする学術研究都市づくりにつきましては、世界的水準の教育研究拠点をめざす九州大学や、地元産学官により設立した（公財）九州大学学術研究都市推進機構とともに取り組んでおり、今後も、平成30年9月に移転が完了した九州大学伊都キャンパスを核として、研究開発機能の集積や都市基盤の整備など、継続的に取り組む必要があります。

研究開発機能につきましては、平成21年から平成26年にかけて糸島リサーチパークに水素エネルギー製品研究試験センター、社会システム実証センター、三次元半導体研究センターが整備され、令和5年4月には福岡市産学連携交流センターの隣接地に九州大学と連携した研究開発次世代拠点（いとLab+）が開業するなど、集積が進みつつあります。

今後も更なる研究開発促進を図るため、都市圏各市町と連携しながら、九州大学を活かした研究機関等の誘致活動を進めていくよう提言いたします。

あわせて、伊都キャンパスへのアクセス道路の整備推進や雨水排水の根幹をなす河川の整備推進、西九州自動車道とのアクセス強化策の検討について提言いたします。

九州大学学術研究都市づくりの推進



〈道路事業の整備推進〉—— 提言箇所

- ①主要地方道 福岡志摩線
- ②一般県道 船越前原線
- ③市道 学園通線
- ④一般県道 宮ノ浦前原線
- ⑤一般県道 桜井太郎丸線
- ⑥一般県道 瑞梅寺池田線

(参考)

- ②都市計画道路 学園通線(糸島市)及び北新地新田線
- ③都市計画道路 学園通線(福岡市)
- ⑥都市計画道路 波多江泊線

〈街路事業の整備推進〉—— 提言箇所

- ア 都市計画道路 波多江泊線

〈河川事業の整備推進〉—— 提言箇所

- 二級河川 周船寺川

〈西九州自動車道とのアクセス強化策の検討〉

- 提言箇所

9 地震対策の推進

<提言事項>

民間住宅・建築物の耐震化の促進

- (1) 耐震診断アドバイザー派遣制度及び耐震改修補助制度の継続
- (2) ブロック塀等撤去促進事業の継続
- (3) 警固断層に関する耐震対策の検討

平成17年の福岡県西方沖地震では、福岡都市圏全域で多くの住宅被害が発生するとともに、ブロック塀の倒壊により1名の方が亡くなりました。

地震による人的・物的被害を軽減するためには、建築物の耐震化が不可欠であり、平成28年4月に改訂された福岡県建築物耐震改修促進計画に基づく、耐震診断アドバイザー派遣制度や、平成23年度に創設された耐震改修補助制度、平成30年度に創設されたブロック塀等撤去促進事業の継続、また、警固断層等に関する耐震対策の検討など、より具体的な耐震化の促進に向けた支援に取り組む必要があります。

今後とも、民間の住宅や建築物の耐震化促進につきましては、県と協力して進めてまいりたいと考えておりますので、ご支援をお願いいたします。

10 災害対応の推進

<提言事項>

- (1) 福岡県防災情報システムの改善
運用操作性等の更なる改善
- (2) 物資調達・輸送体制の充実
広域的な物資調達・輸送体制の確立及び関係機関との連携強化等を
目的とした訓練や研修等の実施
- (3) 被災建築物に起因する二次災害防止に係る人材育成
応急危険度判定コーディネーターの養成

近年、気象の変化などから集中豪雨など自然災害が激甚化・頻発化しており、地域住民の生命・生活を守るため、迅速な情報の収集や提供、被災者への支援など自治体の適切な災害対応が、より一層重要となってきております。

災害発生時には、福岡県防災情報システムを利用して、市民への避難情報の発令や被害状況等の報告を行っておりますが、避難情報の入力作業が煩雑となっております。迅速な運用に支障が生じております。

また、令和2年度より、国が災害時における全国統一の物資調達・輸送等支援システムを導入しておりますが、当該システムを効果的に活用し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためには、県内における広域的な物資調達・輸送体制を具体化し、充実させることが不可欠です。

さらに、二次災害を防止するためには、被害状況の迅速かつ的確な調査・把握が必須となりますが、広域にわたって被災した場合、これらを被災自治体単独で実施することは困難であるため、広域的な人員の受け入れ等の体制確保が必要です。この体制を災害発生後、速やかに確立するためには、受け入れた人員の指揮監督及び調整役を担う「応急危険度判定コーディネーター」を養成し、受援体制の確立を積極的に進めていく必要があります。

つきましては、更なる災害対応の推進のため、提言事項について、格別のご配慮をお願いいたします。

11 公共用水域の水質保全

＜提言事項＞

博多湾海域の水質汚濁防止対策の推進

博多湾は、福岡都市圏住民の生活や経済を支える重要な港湾であるとともに、漁業生産の場、海水浴・潮干狩りなど親水・レクリエーションの場として、また様々な生物の生育・生息の場としても貴重な守るべき自然環境です。

しかしながら、近年の都市化の進行に伴う人口の増加等による博多湾及びその流域での汚濁負荷量の増大に加え、湾口が狭く水の交換が悪い閉鎖性内湾ということも影響し、水質改善への取組みにもかかわらず、環境基準の達成状況は十分ではありません。

博多湾の水質改善を図るためには、博多湾流域市町での河川等公共用水域の水質保全や海域の水質汚濁対策として、生活排水対策や工場・事業場排水の規制・指導等、様々な環境保全対策を今後も継続して実施していくことが必要不可欠です。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

12 公共交通施設のユニバーサルデザイン化の促進

＜提言事項＞

公共交通施設のバリアフリー化に対する助成制度の創設

高齢化が進展する中、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組みのひとつとして、高齢者や障がい者などの安全且つ円滑な移動を確保することを目的に、交通事業者が行う鉄道駅やバス車両等のバリアフリー化整備に補助を行い、公共交通施設のバリアフリー化の推進に努めておりますが、その負担が増加傾向にあることから、財政状況を圧迫し、事業推進に支障をきたしております。

また、無人化が進む鉄道駅については、高齢者や障がい者などが駅員の介助等が得られにくい状況であり、利用者や住民からエレベーターやスロープの設置を求める多くの要望が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、鉄道や地域間を運行する路線バスなど、広域的な公共交通施設のバリアフリー化に対する助成制度の創設を図られるよう、提言します。

13 JR博多南線における利便性向上の促進

<提言事項>

JR博多南線におけるダイヤ増便や転落防止柵設置等、利便性向上に関する鉄道事業者等関係機関への積極的な働きかけ

<提言区間>

JR博多南線 博多駅～博多南駅間 (8.5km)

平成2年に開業したJR博多南線は、利便性が高く、コロナ禍で全国的に公共交通利用者が減少する中でも令和4年の利用者は1日あたり約1万4千人、年間約522万人を数える黒字路線となっており、博多南駅が所在する那珂川市はもとより、福岡市、春日市、大野城市の約35万人の沿線住民にとって、なくてはならない交通基盤となっています。

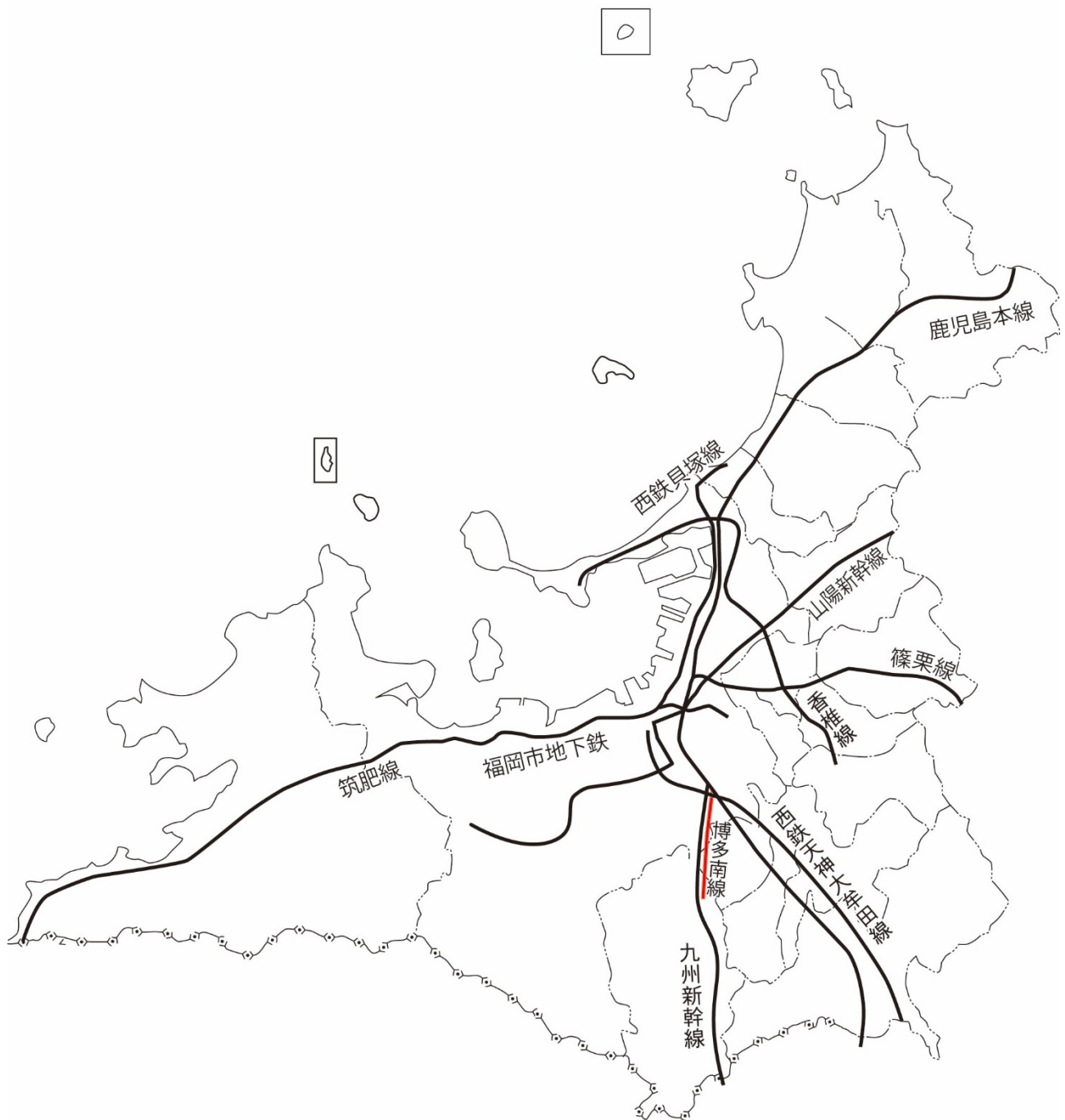
沿線及び周辺地域の住環境の充実等を図っていくためには、利用希望の多い時間帯の増便や転落事故防止のための駅ホーム安全柵の設置等、今後ともJR博多南線の利便性を向上させる取組みが不可欠です。

つきましては、JR博多南線の利便性向上につながる取組みについて鉄道事業者等関係機関への積極的な働きかけを提言いたします。

【博多南駅駅前周辺整備状況】

平成9年3月	博多南駅前土地区画整理事業	5.7ヘクタール
	事業費	12億7,700万円
平成11年4月	駅前歩道橋、自転車駐車場	
	事業費	3億2,800万円
平成12年4月	エレベーター設置	
	事業費	6,700万円
平成15年度	博多南駅前まちづくり整備事業実施 駅前ビル建設	
	事業費	6億9,428万円
平成16年度	博多南駅前まちづくり整備事業実施 ペDESTリアンデッキ、情報掲示板・街路灯設置	
	事業費	4億3,367万円
平成29年度	博多南駅前ビルリニューアル工事等実施 駅前歩道橋改修、駅前公園外壁改修	
	事業費	2億3,013万円

鐵 道 網 図



14 生活交通の維持確保

<提言事項>

- (1) 地域を巡回する路線バスやコミュニティバスに対する財政支援の拡充
- (2) 離島航路の安定運営に関する財政支援の拡充

福岡都市圏におきましては、平成14年の道路運送法改正によるバス事業規制緩和に伴い、不採算路線の廃止・縮小などが相次いでいます。

このような廃止・縮小されたバス路線は、高齢者、障がい者及び農村部の住民にとって、その生活に必要不可欠なものが多いことから、各市町においては、コミュニティバス運行や民間事業者の運行に対して補助を行い、その維持・確保に努めておりますが、負担が大きく、各市町の財政状況を圧迫しています。

さらに、地域の日常生活における移動手段として不可欠な離島航路についても経費削減等に取り組んでいるものの、航路維持のための費用や新船建造費用が各市町の大きな負担となっています。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

15 駅周辺における放置自転車・ミニバイク対策の促進

<提言事項>

自転車駐車場の建設や用地の提供、管理費負担等に関する鉄道事業者への働きかけ

地球温暖化対策の一環として、公共交通機関の利用や自転車通学・通勤等を促進していく必要がありますが、一方で、通勤・通学、買物等における自転車・ミニバイクの利用増加に伴い、福岡都市圏内の駅周辺は、自転車等の駐車スペースが少ないことから大量の自転車等が放置され、歩行者の通行や緊急自動車の進入、都市美観の維持などにおいて様々な弊害が生じております。

自転車等の駐車対策については、地方自治体の責務であり、各市町とも駐車スペースの確保に努めておりますが、駅周辺の用地確保は極めて難しく、放置自転車等の問題は、なかなか改善しない状況にあります。

駅周辺の放置自転車等の大半は、駅利用者によるものであることから、その解決には鉄道事業者のなお一層の理解と協力が不可欠であると考えます。

つきましては、自転車駐車場の建設、用地の提供及び管理費用の負担について協力が得られるよう、鉄道事業者への積極的な働きかけを提言いたします。

16 感染症対策の充実・強化

<提言事項>

- (1) 医療提供体制の充実
- (2) 高齢者施設等への支援
- (3) 感染症予防計画等に基づく健康危機管理体制の強化

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが見直されましたが、各市町において、関係機関と連携して対策を講じ、ワクチン接種や感染拡大防止の取組みを継続するなど、住民の安全安心の確保に全力で取り組んでいるところです。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、今後の新興感染症等への対応も含めた感染症対策に関し、次の事項について提言いたします。

- ・新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症に幅広い医療機関が対応できる体制を確保するため、平時の医療機関における感染対策に必要な財政支援を行うとともに、感染拡大時の短期的な医療需要へ適切に対応できる医療提供体制を確保すること。
- ・高齢者施設等のハイリスク施設に対し、新興感染症等発生時の感染制御や業務継続に係る支援体制を確保すること。また平時からの感染対策が適切に行えるよう、施設整備等への十分な支援を実施すること。
- ・今後改定が予定されている県の感染症予防計画や医療計画に基づき、新興感染症等のパンデミックに備えた医療提供体制を確保するなど、感染症に係る健康危機管理体制を着実に強化すること。

17 小児医療の充実

<提言事項>

小児医療高度化支援事業費補助金に係る交付要件の緩和

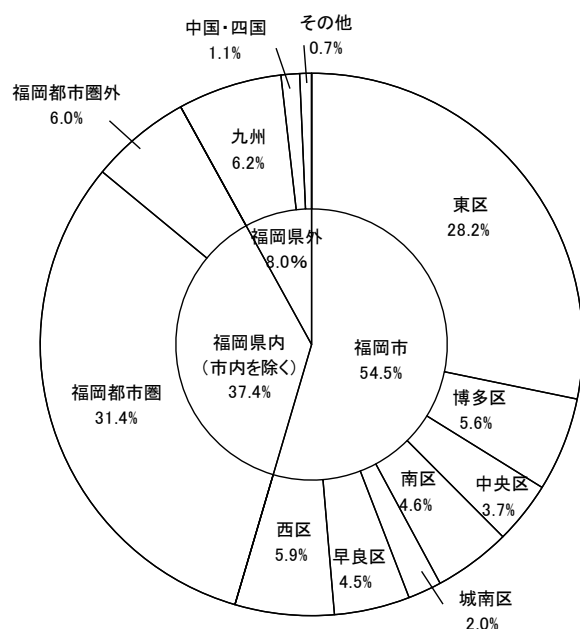
福岡市立こども病院は、県下で唯一の小児高度専門病院であり、九州・西日本一円から広く患者を受け入れ、小児医療の中核病院の役割を果たしております。

引き続き、全国トップクラスの手術をはじめとした医療水準の維持、向上を図るべく、小児医療・周産期医療をさらに充実し、安定的に高度医療を提供していきたいと考えておりますが、その運営には、多額の費用が必要です。

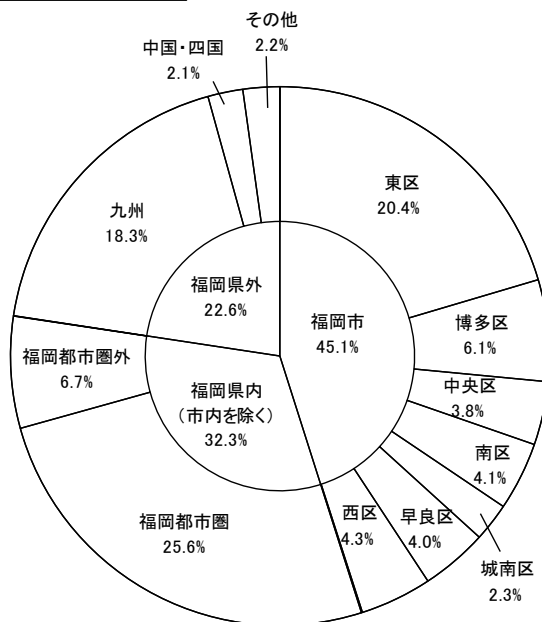
つきましては、福岡市立こども病院が果たしている広域的な役割や機能をご理解いただき、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

【福岡市立こども病院居住地別外来・入院患者構成比（令和4年度）】

外 来(延患者)



入 院(延患者)



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にはならない。

18 難聴児補聴器購入費助成事業の拡充

<提言事項>

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る低所得者を対象とした負担軽減措置及び補助率の引上げ

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児にとっては、言語の習得や発達の支援のために、幼少期から補聴器を装着することが望ましいですが、特に両耳分の補聴器を購入する場合、負担が高額となるため、購入を躊躇する方がいらっしゃいます。

県においては、軽度・中等度難聴児が補聴器を購入する際に、各市町が実施している補聴器購入費助成事業に対する補助を行っていただいているところですが、相談が増加傾向にあり、各市町の助成割合に関わらず、補助率が最大で3分の1であることから、市町の負担も増えてきています。

つきましては、補聴器購入を促進することで、難聴児のより一層の健全な発達を図るため、令和6年度以降も事業を継続していただき、併せて補装具費支給制度と同様の負担上限額を適用していただくとともに補助率を引き上げていただくよう提言いたします。

19 発達障がい児支援の充実

<提言事項>

- (1) 発達支援を行う施設などの増設の検討
- (2) 発達障がい児支援に対する助成制度の拡充

県におかれましては、発達障がい者支援センターなど専門的な発達支援や就労支援を行うための施設を設置されていますが、相談件数が増加していることや、遠隔地に居住する方は支援を受けることが困難であることなどから、市町においても、独自に体制を整え、発達支援センター等を設置・運営している状況にあります。

つきましては、より手厚い支援を行うため、県において、発達支援を行う施設などの増設を検討していただくほか、市町が実施する事業への助成制度を拡充するなど、特段のご配慮をお願いいたします。

20 地域経済活性化の推進

＜提言事項＞

- (1) 原油価格・物価高騰による地域経済への影響を踏まえた消費喚起策及び事業者向け財政支援策の拡充実施**
- (2) 経済政策としての交付金事業実施の要請**

地域内消費を喚起し地域経済の活性化を図ることを目的として、商工会、商工会議所、商店街が実施しているプレミアム付き地域商品券事業は、消費者の購買意欲を高め、商品券利用時の追加現金支出も含めて、同事業への参画事業者の売上増につながっており、効果的な事業となっております。

つきましては、「福岡県原油価格・物価高騰対策地域商品券発行支援事業費補助金」を確実に継続実施するとともに、原油価格・物価高騰による地域経済への影響を鑑み、消費喚起策及び事業者向け財政支援のさらなる充実を図られるよう提言します。

また、平成27年度に実施された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した本事業の効果を十分に踏まえ、国に対し景気を強力に下支えするための経済政策として、同種交付金事業の実施を要請されますようあわせて提言いたします。

21 脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進等

<提言事項>

- (1) 電気自動車・燃料電池自動車の購入に対する補助制度の創設
- (2) 電気自動車向け急速充電設備の設置経費に対する補助制度の創設
- (3) 県有施設における充電インフラ設備の整備推進

国においては、令和3年10月の「地球温暖化対策計画」策定をはじめ、脱炭素社会実現に向けた様々な目標設定、施策の推進がなされております。そのうち自動車部門では、2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることが掲げられており、電気自動車や燃料電池自動車購入費補助などにより、電気自動車等の普及を強力に推し進めていく必要があります。

また、都市圏住民の生活圏は各市町を越え、日常的に自動車による往来がなされている現状があることから、電気自動車の普及促進のためには、急速充電設備等のインフラを充実させることも重要です。

現在、国や当圏域の一部自治体においても補助事業を実施し、整備促進を図っているところですが、国が掲げる目標達成のためには、県の積極的な取組みも求められます。

つきましては、脱炭素社会の実現に向け、提言事項について特段のご配慮をお願いいたします。

22 イノシシ等の有害鳥獣対策の強化・充実

<提言事項>

- (1) 有害鳥獣捕獲に係る県独自の上乗せ報奨金の創設
- (2) 有害鳥獣広域捕獲対策事業費の拡充
- (3) 県による実効性の高い広域捕獲活動の継続実施

福岡都市圏におきましては、国・県の補助事業を活用し、農地への侵入防止柵や箱わなの設置、猟友会への捕獲活動経費補助など、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害対策を実施しており、福岡県下の有害鳥獣による農林水産業被害額は減少傾向にありますが、いまだ多額の被害が生じております。

さらに、近年では、市街地に迷入したイノシシによる人的・物的被害が継続的に発生するなど、その対策の重要性がより一層高まっています。

現在、国において、有害鳥獣捕獲活動の従事者に対して捕獲実績に応じた定額補助が行われておりますが、既存の補助単価では活動経費を十分に賄えておらず、従事者に相当の経費負担が生じており、捕獲の効果を上げるためには単価の継ぎ足し等による支援の充実が必要です。

また、近年漸減傾向にある有害鳥獣広域捕獲対策事業費についても、捕獲活動の充実・強化のためには必要不可欠であり、事業費の拡充が求められております。

さらに、各市町は独自の捕獲活動に加え、効率的な捕獲活動を推進するため、近隣市町とともに広域協議会を設置し、連携した活動を実施しておりますが、大型の獣類は行動範囲が広く、生息圏も移動するため、県による広域的な捕獲活動について、実効性の高い内容で継続していくことが必要と考えます。

つきましては、提言事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

23 森林環境税を活用した事業の充実等

<提言事項>

(1) 事業対象の充実等

① 水源地域、水源林に対する荒廃森林整備事業の継続

② 放置竹林への事業対象の拡大

(2) 強度間伐における事業要件の緩和

(3) 公共施設等における木製品の展示事業交付金の再開

福岡都市圏の水源地については、圏域外である筑後川に大きく依存している状況であり、その水源地域における森林の水源地かん養機能の維持・向上が、重要な課題となっています。

また、放置された竹林が隣接地に侵入及び拡大することにより、森林が持つ公益的機能が損なわれることも懸念されています。

荒廃森林の強度間伐を実施するにあたっては、対象森林を保安林指定することが要件となっておりますが、このことにより、所有者との協定締結に一部影響が出ていることから、要件緩和が必要と考えます。

公共施設等における木製品の展示事業交付金については、森林環境譲与税と使途が重複するとの理由により、令和元年度に廃止されましたが、住民などの目に触れる場所に木製品を展示することは、木材利用促進を図るうえで有効な取り組みであると認識しております。

つきましては、提言事項について特段のご配慮をお願いいたします。

24 農業農村整備事業の推進

<提言事項>

- (1) 排水機場・井堰・ため池等農業用施設の計画的な整備
- (2) 農業用施設の整備・改良等に対する十分な財政支援

良好な営農条件を備えた農地や排水機場を始めとする農業用施設は、我が国の農業生産力を支える上で非常に重要な役割を担っており、国土や自然環境の保全、災害の防止、水資源のかん養など多面的機能の他、農村地域における集落機能を維持するなど、住民の生命や暮らしを支えています。

近年、記録的な大雨となった平成30年7月豪雨災害など頻発する集中豪雨による湛水・溢水被害が発生していますが、農業用施設の老朽化に伴う施設機能の低下等により被害がさらに増大する恐れがあり、これら農業用施設の改修は急務となっております。

これまで以上に農業生産基盤の強化・向上を図り、生産性の高い優良農地を確保することはもとより、住民の安全・安心な生活を守るため、排水機場・井堰・ため池等農業用施設の機能が今後も維持されるよう県営事業による計画的な整備を行うとともに、市町や土地改良区等が実施する整備・改良等に必要な予算の確保を図るなど、十分な財政支援を行うよう提言いたします。

25 水田活用等の推進

＜提言事項＞

転換作物生産者への独自支援

県におかれましては、農業経営の安定対策として、農業者等への支援の実施により、農業の継続及び担い手確保が進み、農地の利用集積による規模拡大での所得向上につながる支援事業の展開を行っていただいているところです。

国においては、米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向けて、食料自給率・自給力向上に資する飼料用米等の戦略作物の本作化、地域の特色を生かした魅力的な産地づくり及び高収益作物の導入・定着を支援されております。

そうした中、都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額で国が追加的に支援する「都道府県連携型助成」制度が令和３年度から導入されています。

つきましては、福岡県においても転換拡大推進のため、独自支援策を実施いただきますようお願いいたします。

26 原子力災害対策の促進

＜提言事項＞

- (1) 原子力災害における広域的な防災体制の整備及び広域避難計画の充実
- (2) 原子力災害対策についての国への要請
 - ① 事故原因の徹底究明とそれを踏まえた総点検の実施
 - ② 新規制基準による徹底した安全・防災対策の確立
 - ③ 国の責任を基本とする災害時における対処体制及び防災資機材の拡充整備
 - ④ 情報公開の徹底と原子力政策への国民の理解促進
 - ⑤ 原子力災害及び放射能等に関する知識の普及・啓発

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故により、ひとたび原子力災害が発生すれば、放射性物質の放出等、直接的に影響を与える地域が広範囲に及び、大規模かつ長期的な避難対策が必要となるなど、住民生活と市町運営に深刻な影響を及ぼすことが明らかとなりました。

県におかれましては、住民生活の安全・安心を確保していくため、原子力災害における広域的な防災体制の整備や広域避難計画の充実・強化を図られるとともに、国に対し、原子力発電所の安全確保及び防災対策の推進等について強く要請されますよう提言いたします。